入院時食事療養等に関する事項

入院時食事療養費の標準負担額（１食につき）

区分	食事代（1 食につき）	居住費（療養のみ）
一般・現役並み	510 円	1 日につき 370 円
70 歳未満で「オ」・70 歳以上の低所得者Ⅱ		
・過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	240 円	
・過去 1 年間の入院期間が 90 日超え	190 円	
70 歳以上の低所得者Ⅰ	110 円	

入院時食事療養費

当院は、入院時食事療養費（Ⅰ）の届出をおこなっており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後６時以降）、適温で提供しています。